

西農発第295号
令和6年11月12日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

西米良村長 黒木 竜二

市町村名 (市町村コード)	西米良村 (45403)
地域名 (地域内農業集落名)	村所・板谷・八重 (縄瀬、村所西、村所東、八重、板谷下、板谷上)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月1日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の平均年齢71歳と高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、鳥獣被害対策や基盤整備の実施、農業機械の共同利用や中山間地域で取り組める新たな作物を検討していく必要がある。

【地域の基礎的データ】

農業者:92人(うち60歳未満20人)

主な作物:水稻、ゆず、とうがらし、中型カラーピーマン、ほおずき

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の特産物であるゆずやゆずごしょうの原材料であるとうがらしについて、遊休農地や水田の活用を進め、農作業の効率化を図るため基盤整備やスマート農業の導入を進める。また、新たな振興作物を検討していく。

また、地域コミュニティーの活性化のため、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用して体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	27 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	27 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

積極的に農地中間管理機構を活用し、担い手のそれぞれの経営意向に配慮しながら集約化を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

担い手のニーズ（一筆の農地が狭い・不整形、排水・用水がない）を踏まえ、中山間地域の状況に合わせて基盤整備を実施する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

県や村、農業委員会、JAが連携し、地域内外から経営体を募集し、栽培技術や農業用施設・機械のレンタルなどの支援や生産する農地のマッチングの支援など、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

農作業委託の要望はあるものの、地域内に農作業受託組織がない状況である。農業支援サービス事業体などの受託組織の仕組みづくりに取り組み、農作業の効率化を図り遊休農地の発生防止を目指す。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやシカの被害が拡大しないよう防止柵を設置し適切な維持管理をするとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。捕獲個体のジビエ利活用に取り組む。
- ③⑤ゆずにおいてスマート農業の実証実験や青ゆずのブランド化を目指す取り組みを進め、生産者の所得・機運向上につなげる。
- ④畑作物が連續して作付けられている水田は、畑地化を検討する。
- ⑦中山間地域等直接支払交付金を活用し、農地の保全・管理に努める。
- ⑧自然災害等への対策として、園芸施設共済や収入保険等への加入推進を行う。
- ⑨ゆず加工の際に出てくる残渣の家畜飼料への利活用などを進めつつ、家畜排せつ由来堆肥は地域内の生産者に供給する仕組みを構築する。